

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

○ 救急病院の指定

〃

〃

○ 保安林の指定予定

○ 土地収用法に基づく事業の認定

【公告】

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 地域森林計画の案の縦覧

○ 地域森林計画の変更案の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

○ の完了

〃

医療推進課

〃

〃

治山課

監理課

耕地課

林政課

〃

建築指導課

〃

〃

目次

担当課(室)

◎岡山県告示第五百五十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 美作市立大原病院

所在地 美作市古町一七七―一―九

二 有効期限

平成三十二年十二月五日

附 則

この告示は、平成二十九年十二月六日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十八号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 津山中央病院

所在地 津山市川崎一七五六

二 有効期限

平成三十二年十二月十八日

附 則

この告示は、平成二十九年十二月十九日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十九号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 新見中央病院

所在地 新見市新見八二七一

二 有効期限

平成三十二年十二月二十一日

附 則

この告示は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

◎岡山県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

玉野市石島字西之奥二七八一の一、二七八一の二、二七八一の七、二七八一の一三から二七八一の一六まで、二七八一の二〇、二七八一の二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

瀬戸内市

二 事業の種類

瀬戸内市役所駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県瀬戸内市邑久町尾張宇宮後地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

瀬戸内市役所駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する庁舎を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である瀬戸内市は、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、三町合併以降、駐車場が不足していることから、駐車場を増設することにより、市民サービスの向上及び安全・安心な市民生活の実現に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①利用者（市民）の安全性を考慮し既存敷地の近接地であること、②駐車位置から市役所庁舎へのアプローチが容易であること、③既存敷地と一体的な利用が可能であること、④最小限の工事数量で、工事施工が容易であること、⑤経済性において合理的で優位であることを条件として

複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、市民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

瀬戸内市総務部契約管財課

平成29年11月24日 岡山県公報 第11943号

〔四九八〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
江田池	ため池	二九・三・二七
美作(第一工区)	農業用排水施設	二七・一・二五
〃(第二工区)	〃	二六・二・二八
〃(第三工区)	〃	二六・三・三一
〃(第五工区)	ほ場整備	二九・三・二四
〃(第七工区)	〃	二九・三・二九
〃(第八工区)	農地防災	二七・一・一五
〃(第九工区)	〃	二七・九・二八
〃(第十工区)	暗渠 <sup>きよ</sup> 排水	二七・九・二八
〃(第十一工区)	〃	二九・三・二九

〔四九九〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、平成三十年四月一日以降十年間における吉井川森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十四日から同年十二月十八日まで

〔五〇〇〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区及び旭川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十四日から同年十二月十八日まで

〔五〇一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字石ヶ坪三八七―一、字砂田三八八―一、三八九―八、三九一―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市高屋三七五―五五

青江 誠也

三 許可番号

岡山県指令建指第二一八号

〔五〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町四九二―二アネックス虫明一〇二号

滝口 昇

三 許可番号

岡山県指令建指第一九七号